

【諮問第171号】

20川情個第15号
平成20年6月8日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 安富 潔

公文書開示請求に対する部分開示処分に係る異議申立てについて（答申）

平成18年1月16日付け17川健こ第1438号をもって川崎市長から諮問のありました公文書開示請求に対する部分開示処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

【諮問第171号答申】

1 審査会の結論

- (1) 実施機関は、異議申立人の公文書開示請求につき、社会診断、心理診断及び医学診断に関する文書を対象公文書としたうえで、当該文書における帳票名、項目名、担当職員の職名及び氏名を開示すべきである。
- (2) 実施機関が部分開示処分を行った文書のうち、児童福祉決定調書の印刷された不動文字は開示すべきである。
- (3) 実施機関のその余の判断は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

- (1) 平成17年9月27日、異議申立人は川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、以下のような公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「児童虐待に関する文書一式

（被虐待児が発達障害（自閉症、アスペルガー症候群、ADHD、LD等）の事例3件）

（ケース検討、ケースワーク、相談支援、通報、通告、庁内支援会議、措置関係文書、心理・社会診断を含む）」

- (2) 実施機関は、同年10月7日付けで、「開示請求のあった公文書のページ数が多く、開示・不開示に時間を要するため」との理由により、条例第12条に基づき、諾否の決定期間の延長を異議申立人に通知した。
- (3) その後、実施機関は、本件請求に係る文書のうち、条例第8条第1号に該当するため不開示とする部分を含む文書につき、同年11月25日付けで部分開示処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (4) 異議申立人は、同年11月30日付けで、本件処分に対し、「部分開示決定処分の取り消しを求める。」とする異議申立てを行った（当審査会諮問第171号）。

3 異議申立人の主張要旨

平成17年11月30日付け異議申立書及び平成18年12月6日に提出された意見書によれば、異議申立人の主張要旨は、次のとおりである（なお、異議申立人は、当審査会に対して意見陳述を希望しない旨を明らかにしている）。

- (1) 条例第8条第1号に該当しない。児童虐待防止に関する行政活動情報は開示すべきである。開示されることにより、被虐待児の支援体制が適切なものであるかどうかの判断材料となり、慣行として公にされる情報であるといえる。また、虐待による死亡事件等が発生していることからすると、人の生命、生活を守るために、開示することが必要な情報である。
- (2) 心理診断、社会診断を実施しているのであれば、その項目は開示すべきである。

4 実施機関の主張要旨

平成18年5月16日付け処分理由説明書、平成19年7月10日実施の処分理由説明聴取及び平成20年2月15日付け補充処分理由説明書によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

(1) 条例第8条第1号該当性について

本件請求に該当する事例は1人の児童に関する記録のみであり、かつ、この記録には個人に関する情報が多々記載されているので、個人が特定されるおそれが高く、仮に個人を識別できないとしても、心身の状況など他人に知られたくない機微にわたる情報が含まれており、当該個人の権利利益の侵害や将来に及ぼすおそれ大きい。

(2) 条例第8条第4号該当性について（平成20年2月15日付け補充処分理由説明書において主張を追加）

相談援助活動及び処遇方針の決定に関しては、これを開示することにより様々なプライバシーに関わる問題を抱えた相談者からの絶対的な信頼を損なうこととなり、また、処遇方針などの中立公平性を確保する点でも、当該事務事業に大きな影響がある。

(3) 条例第8条第6号該当性について（平成20年2月15日付け補充処分理由説明書において主張を追加）

本件対象公文書に係る情報は、児童福祉法第61条により厳格な守秘義務が課されている。

(4) 心理診断、社会診断等に関する文書について

心理診断、社会診断及び医学診断に関する文書は、存在するが対象公文書と考えていなかったが、対象公文書と考えると、帳票名、項目名、担当職員の職名及び氏名について、部分開示とすることができる。

(5) 異議申立人の主張について

児童に関連した文書は、児童の最善の利益を考慮し、児童の福祉を図るとともに、その権利を保護することを主たる目的とする観点から個々の事例に即した適切な判断をし、援助活動を行っている文書であり、厳重な管理を求められるものであるから、個人に関する情報を開示しなければならない理由はない。

5 審査会の判断

(1) 対象公文書について

実施機関は、児童相談所が作成する児童に関する記録のうち、本件開示請求のなされた平成17年度当時に児童相談所に継続中の児童虐待に関するケースの中で、被虐待児が発達障害の診断を受けており、かつ、通告、措置、心理・社会診断等を含むケース1件の記録の児童記録票及び児童福祉決定調書を対象公文書と特定した。

しかし、当該記録には、そのほか、社会診断、心理診断及び医学診断に関する文書が存在するにも関わらず、実施機関がこれらを対象公文書に含めていないことは妥当ではない。実施機関は、対象公文書とした児童記録の記載の中に、社会診断、心理診断及び医学診断に関する記載も含まれているため、これらの文書を対象公文書に含める必要はないと考えたと説明するが、理由にならない。むしろ、公文書開

示請求書に「心理・社会診断を含む」と記載されていることからすれば、異議申立人はこれらの文書をも請求していると解される。

そして、実施機関が当審査会に提出した心理診断、社会診断及び医学診断に関する文書を確認したところ、帳票名、項目名、担当職員の職名及び氏名についてはなんら不開示情報に該当するものとはいえない。

したがって、実施機関は、社会診断、心理診断及び医学診断に関する文書のうち、帳票名、項目名、担当職員の職名及び氏名を開示すべきである。

(2) 児童記録票について

ア 条例第8条第1号該当性について

(ア) 児童相談所は、児童福祉法第12条に基づき設置された機関であり、児童の福祉を保障するため、専門的見地から、相談、調査、判定、指導、一時保護等の措置を行うものである。児童相談所は、かかる相談援助活動において、当該児童や家族の状況、児童の心身の状況、生育史、問題の発生状況等の情報を扱うが、これらの情報は、特定の個人を識別することができるもののほか、当該児童の人格と密接に関連し、他人に知られたくない機微にわたる情報を多く含むものである。

それゆえ、特定の個人を識別することができる情報を除いたとしても、基本的には、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがある。

(もっとも、当該情報を個別具体的に検討し、かかるおそれがないと認められたものについて開示することに問題はない。)

(イ) そこで、本件処分の不開示部分について具体的に検討する。

まず、当該児童や家族の氏名、生年月日、住所、電話番号、ケース番号等、特定の個人を識別することができる情報は、条例第8条第1号前段に該当する。

次に、それ以外の不開示部分について検討すると、当該児童に関する相談や援助活動に関する記録(相談、受付、面接の経過、調査等) 会議に関する記録、処遇方針の決定に関する記録には、当該児童の心身の状況、生育史、問題の発生状況、調査内容や所見、処遇内容等が詳細に記載されている。これらの情報は、当該児童の人格と密接に関連し、他人に知られたくない機微にわたる情報である。もしこれらの情報が開示されることとなれば、特定の個人を識別することができる情報が除かれていたとしても、当該児童や家族の心情を著しく傷つけ、当該児童の健全な心身の発達に悪影響を及ぼすと考えられる。

加えて、本件請求に該当するケースは1件のみであるとの事情からも、個人が特定されるおそれが高まり、個人情報保護を要請はなおさら高いと言える。

したがって、本件において、当該児童の心身の状況等に関する情報は、保護すべき必要性が高く、たとえ特定の個人を識別することができないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあり、条例第8条第1号後段に該当する。

イ 条例第8条第4号該当性について

児童相談所は、児童に関する相談援助活動において、相談者や関係機関との高度な信頼関係のもと、相談を受けたり、情報の提供を受けたりして、援助活動を行っている。そして、児童相談所が作成する児童記録は、児童各人ごとに作成され、そこには、児童相談所が当該児童の状況等に関して収集した情報や相談援助活動の経過、処遇方針等、当該児童に関するすべての情報が一体として記録されている。

もし児童相談所の記録が開示されると、たとえ特定の個人を識別することができる情報が除かれていたとしても、相談者は、児童相談所を信頼して率直な相談をすることができず、また、相談をしたとしても機微にわたる詳細な状況を伝えることができず、結果的に、児童に関する適切な相談活動がなしえなくなる。そればかりか、児童の関係機関は、児童虐待に係る通告を躊躇し、あるいは、児童相談所の調査に協力することが困難となり、児童相談所の児童に関する情報収集や、関係機関と連携した適切な援助に多大な支障が生じるものと考えられる。

このような事態となれば、児童相談所の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが高く、ひいては児童福祉の保障が実現できなくなる可能性が高い。

そして、児童相談所が収集した情報、相談援助活動の経過等の情報等を一体として記録している児童記録の体裁からすると、例えば、関係機関との会議の開催等それのみでは条例第8条第1号に該当しないと考えられる情報と、相談者や関係者からの聴取事項等の情報とを厳密に区分することは困難であるから、全体が児童相談所の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが高いものと言える。

以上のように、本件対象公文書の不開示部分を具体的に検討した結果、それらは、条例第8条第1号には該当しない情報であっても、同条第4号に該当する。

ウ 結論

以上のとおり、本件児童記録票の不開示部分は、特定の個人を識別することができる情報(条例第8条第1号前段)または、特定の個人を識別することができないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがある情報(条例第8条第1号後段)あるいは、もし開示されることがあるとすれば、児童相談所の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが高い情報(同4号)である。

よって、条例第8条第6号該当性について判断するまでもなく、実施機関の判断は妥当である。

(3) 児童福祉決定調書について

児童福祉決定調書は、決定事項についての伺い及び決裁のための文書である。児童福祉決定調書の不開示部分のうち、印刷されている不動文字は、単に記録すべき項目を表しているにすぎず、不開示とする理由はないので、開示すべきである。

その余の不開示部分については、前述と同様の理由により、条例第8条第1号あるいは第4号に該当すると認められるので、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 異議申立人の主張について

ア 行政活動情報は開示すべきである等の主張について

異議申立人は、「児童虐待防止に関する行政活動情報は開示すべきであり、部分開示では、虐待防止に関し適切な行政活動をしているかどうかを判断することができず、児童虐待に関し市民の理解・協力を得ることは難しい」、「慣行として公にすることが予定されている情報である」、「人の生命や生活を守るために公にすることが必要な情報である」等と主張する。

たしかに、児童虐待に関していかなる行政活動がなされているかは市民の関心事であり、被虐待児の支援体制に関する情報を開示することが虐待予防策に資する側面があることは是認できる。しかし、当該対象公文書は、特定の児童に関する詳細な情報が記録されている児童記録であり、行政活動に関する記録も当該児童の高度なプライバシーに関する情報と密接不可分の関係にある。そして、本件対象公文書の不開示部分は、条例第8条第1号ただし書きの、ア「慣行として公にされている情報」、あるいは同号イ「人の生命、生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」のいずれにも該当せず、また、同条第4号の該当性の判断に当たっても、開示の要請が不開示とする必要性を上回るとまではいえない。

したがって、異議申立人の主張を採用することはできない。

イ 心理診断、社会診断等に関する文書を開示すべき旨の主張について

心理診断、社会診断及び医学診断に関する文書の開示の可否については、前述（5(1)）のとおりである。

ウ その余の主張について

その余の異議申立人の主張は、本件処分と直接に関連する内容ではなく、当審査会の結論を左右するものではない。

以上の理由により、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	青柳	幸一
委員	安達	和志
委員	小坏	淳子
委員	杉原	麗